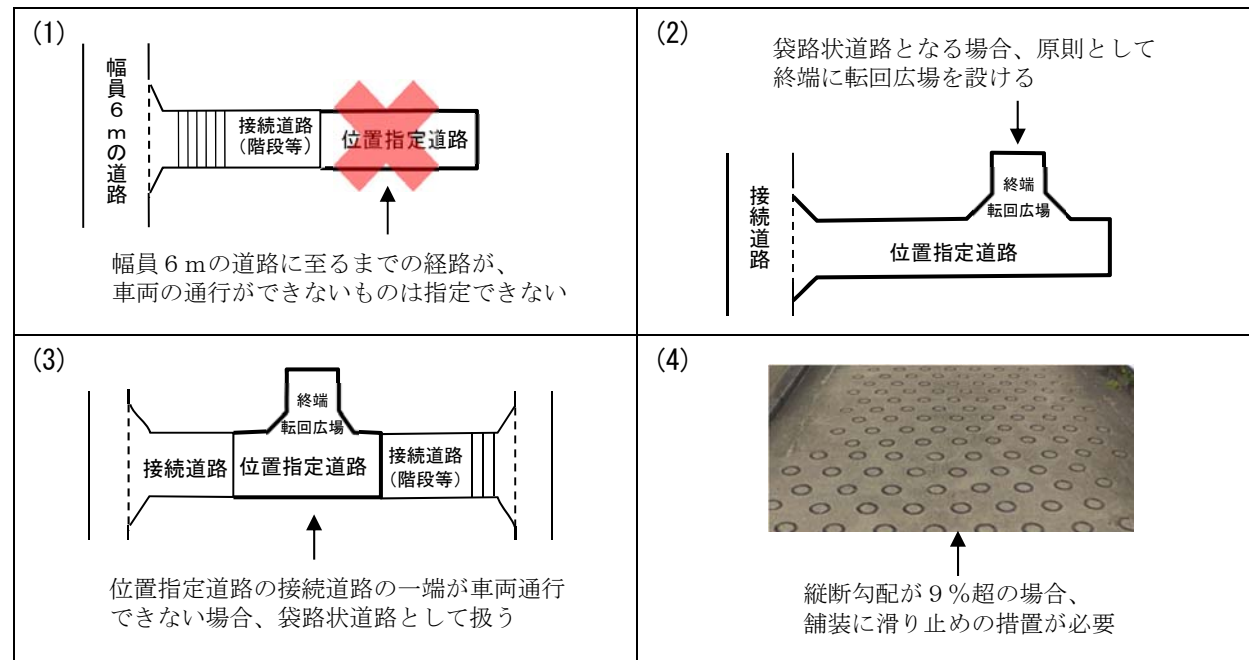


# 横浜市道路位置指定申請のしおりの全部改正について

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路（以下、「位置指定道路」といいます。）の指定に係る審査基準である横浜市道路位置指定申請のしおりについて、①横浜市建築基準条例の改正に伴う解説の追加、②審査基準の明確化、③指導基準の整理、④現状尊重型道路位置指定の指定基準の改正を行うため、その全部を改正します。

## 1 横浜市建築基準条例の一部改正に伴う解説の追加について

横浜市建築基準条例の一部改正（令和元年10月1日施行）に伴い、審査基準に位置付けられた下記の内容を解説に追加します。



## 2 審査基準の明確化について

道路位置指定にあたり、指定の要件となる基準を「審査基準」として明確に位置付けます。また、転回広場の設置の方法について開発許可基準との整合を図る等基準の明確化を行います。

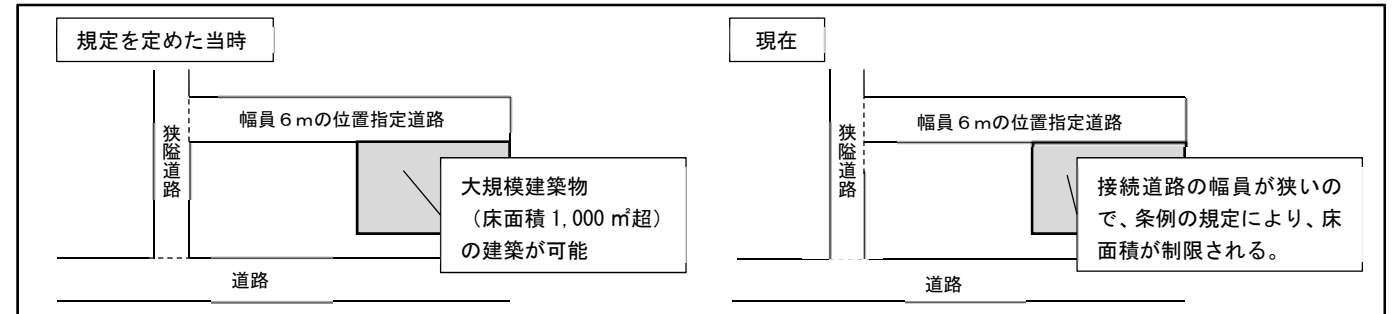
## 3 指導基準の整理について

- (1) 位置指定を必要とする合理的な理由について（廃止）
- 不必要に道路を築造することによる開発逃れを防止するため定められた規定ですが、現在では、横浜市開発事業の調整等に関する条例により、指定後の道路に接する宅地の土地利用が一定期間制限されることから、本規定は不要となったため廃止します。

## (2) 幅員6メートル以上の道路を指定する場合の、接続道路に関する規定について（廃止）

本規定を定めた当時は、敷地が幅員6mの位置指定道路に接していれば、その接続先が狭隘道路であっても大規模建築物が建築可能であったことから、これを防止するため設けられた規定ですが、現在においては、

接する道路が位置指定道路である場合には、それが接続する道路に応じて建てられる建築物の規模が横浜市建築基準条例で規定されたことから、本規定は不要となったため、廃止します。



## 4 現状尊重型道路位置指定の指定基準の改正について（縦断勾配12%超・階段状の道の指定基準の新設）

令第144条の4第1項第4号の規定により、位置指定道路は原則として縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものとしていますが、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合には適用除外となっています。

これまで勾配12%を超える道及び階段状の道について指定実績はありませんが、法第43条第2項の空地は12%を超える勾配や段があるものも多くあります。これらについても法的位置づけのある道路とすることにより、道の担保性を向上させることを目的として、部分的に縦断勾配12%を超える道及び階段状の道も指定の対象とします。

運用実績を積み上げるため、下記に掲げる基準に適合するものについて、横浜市建築基準法道路判定委員会において、周囲の状況を踏まえ、指定の適否について個別に審議します。

なお、下記の基準を満たすものであっても、その延長が著しく長いものや縦断勾配が12%を超えることにより自動車の下部が道路に接触することになるもの等は指定できません。

- (1) 縦断勾配12%を超える道を認める条件
- 縦断勾配は12%を超える部分は他の道路との接続部分等、限定的とし、当該部分の縦断勾配は20%以下かつ現状の道の縦断勾配を超えないこと
- (2) 階段状の道を認める条件
- 1(1)の基準を満たすこと。
  - 階段状となっている部分は、他の道路との接続部分等、限定的とすること

## 5 施行日

令和2年4月20日 施行